

おくやみ手続ガイド

糸魚川市

ご逝去を悼み、謹んでお悔やみ申し上げます。

市役所で各種手続がございますので、後日、ご来庁ください。
お手続は完全予約制です。必ず前日までにご予約ください。

予約用二次元コード



■予約方法 次のいずれかの方法でご予約ください。

- ① 二次元コード…… 右の二次元コードを使用
- ② インターネット …… <https://logoform.jp/f/OPY4k>
- ③ 電話 …… 025-552-1511(代表) 市民生活課住民係まで

※① 二次元コード、② インターネットからの予約は、24時間いつでも受付けています。

※③ 電話予約は、平日8時30分から17時15分まで受付けています。

■市役所開庁時間 平日 8時30分から17時15分まで

■手続場所

糸魚川市役所 1階 市民生活課 おくやみブース ※最終ページにフロアマップあり
〒941-8501 糸魚川市一の宮1丁目2番5号

◎おくやみブースでは、ご遺族の負担を軽減するため、複数部署の様々な手続を
ワンストップ(1か所)で受付けています。

■問合せ先

糸魚川市 市民生活課 住民係

電話 025-552-1511(代表)

メール shimin-s@city.itoigawa.lg.jp

1 お手続予定一覧

保険
年金

□ 資格確認書等の返還

亡くなられた方の資格確認書(保険証)や印鑑登録証(登録者)を返還いただきます。

担当:税務保険課、福祉事務所

□ 還付金・サービス費振込申請

市民税県民税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の還付金、高額介護サービス費の支給などがある場合の振込先口座を申請いただきます。

担当:福祉事務所

□ 葬祭費支給申請(国民健康保険・後期高齢者医療保険)

被保険者の方が亡くなられた際に、喪主に50,000円が支給されます。

担当:税務保険課

□ 年金

お手続に必要な書類をお渡しします。

詳しくは、上越年金事務所(025-524-4115)へお問合せください。

担当:税務保険課

税

□ 税

市税の相続人代表者指定や納付・還付等の指定を行います。

担当:税務保険課

ガス
水道

□ ガス・水道

お電話、スマートフォンからお手続いただけます。

詳しくは、ガス水道局(025-552-1540)へお問合せください。

開栓・閉栓用
二次元コード



名義変更(親族内)、送付先変更等用
二次元コード



子ども

※建物は市役所とは別になります。(〒941-0056 糸魚川市一の宮1丁目3番5号)

担当:ガス水道局

□ 子ども

【児童手当及び児童扶養手当】

受給者が亡くなられた場合、未支払の手当を対象児童が受取る手続及び受給者の変更手続を行います。

【子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成】

亡くなられた方の受給者証を返還いただきます。

保護者が亡くなられた場合は、保護者変更の手続を行います。

担当:こども家庭課

その他

その他

□ 障害 (担当:福祉事務所)

障害者手帳の返還、喪失届などの手続

□ 地デジ・CATV (担当:企画課)

CATV(有線テレビ)に係る手続

□ 公営住宅 (担当:都市建設課)

公営住宅入居に係る手続

2 来庁時の持ち物

手続によって必要なものは異なりますが、次のものは必要になることが多いので、お持ちください。

(1) ご遺族の持ち物

来庁される方の「本人確認書類」

※1点で確認できる書類(顔写真付きのもの)

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート など

※2点で確認できる書類

資格確認書、年金手帳 など



口座番号が分かるもの ※喪主の通帳、配偶者・お子様など法定相続人の通帳

火葬許可証 ※休日夜間の届出の場合

委任状 ※相続人代表者以外の方が手続される場合は、委任状が必要です。
同封の『委任状』をご記入の上お持ちください。

子どもに関する手続に必要なもの(次の全て)

新たに受給者となる方のマイナンバー、口座番号がわかるもの、保険情報がわかるもの(マイナ保険証または資格確認書等)

(2) 亡くなられた方のもの

国民健康保険資格確認書等・後期高齢者被保険者資格確認書等

※世帯主が亡くなられた場合、同じ世帯で国民健康保険に加入されている方全員の資格確認書等をお持ちください。

国民健康保険 又は 後期高齢者医療の限度額認定証(お持ちの方のみ)

介護保険被保険者証

障害者手帳、各種医療受給者証(重度心身障害者医療費受給者証など)

印鑑登録証

住民基本台帳カード

医療費受給者証(子ども医療費受給者証、ひとり親家庭等医療費受給者証など)

3 その他

(1) 亡くなられた方のマイナンバーカード・通知カードについて

返還は不要です。確定申告などで使用する場合もあるため、保管をお願いします。

(2) 戸籍謄本の発行について

本籍地が糸魚川市の方は、故人の戸籍謄本が発行できるまでに1週間程度かかります。

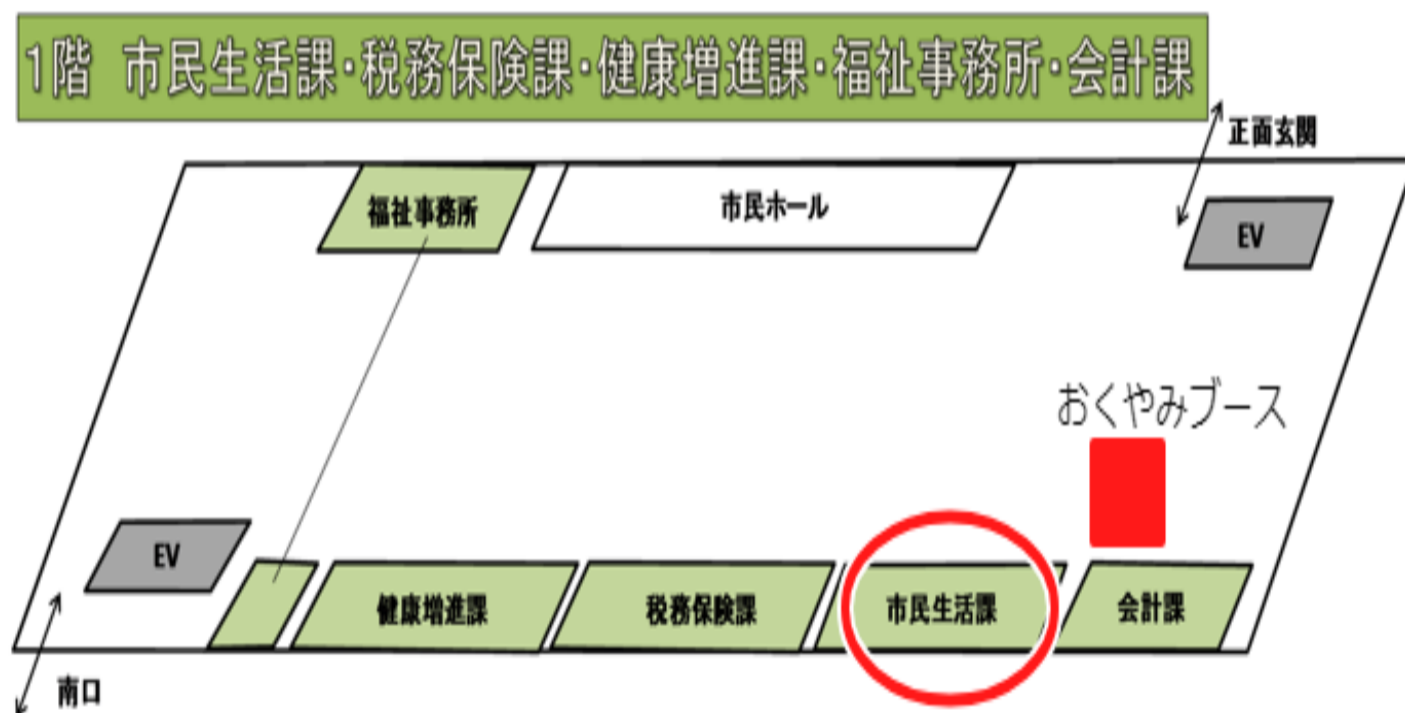
お急ぎの場合はご相談ください。

本籍地が市外の方は、本籍地の市区町村にお問合せください。

■糸魚川市役所

1階 フロアマップ

ご予約の時間に市民生活課窓口へ
お越しください。



登記の手続について

不動産の相続登記は法務局での手続が必要となります。

令和6年4月から相続登記が義務化しましたので、早めの相続登記をお願いします。

※二次元コードから新潟地方法務局のホームページがご覧になれます。



【問合せ先】 新潟地方法務局 糸魚川支局(025-552-0356)